

海外日本語教師研修 申請要領

外国人材受入れのための日本語教師研修（日本語）

令和 7 年度用 [NC-FN-J 2025] （追加募集）



1 趣旨

特定技能制度等を活用して来日する者に対して行われる日本語教育事業の支援を目的とし、当該日本語教育を行っている機関・団体の日本語教師を対象とした、日本語運用力の向上及び日本事情・社会文化の理解を深めるための約 5 週間の研修です。

2 追加募集対象国

スリランカ、ネパール、バングラデシュ

3 研修概要

(1) 時期及び期間：2025 年 9 月 3 日～2025 年 10 月 8 日（予定）

(2) 実施場所

国際交流基金（JF）日本語国際センター（埼玉県さいたま市）

(3) 研修内容

ア 日本語

JF 日本語国際センターが開発した『いろいろ 生活の日本語』を主教材とし、日本で生活する上で必要になる日本語によるコミュニケーション能力を向上させます。

イ 日本事情・社会文化理解

日本での生活や就労に役立つ日本事情・社会文化について学びます。

4 申請資格

(1) 上記 2 の国に所在し、特定技能制度等を活用して日本での生活・就労が想定される者を対象に日本語教育を行っている機関・団体であること。個人からの申請は受け付けません。

(2) 申請機関は以下に該当しないこと。

ア 日本国（行政機関等の国家機関）、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）

イ 国等の設置する教育機関、研究機関その他日本国に属する組織・団体、施設等（国等が設立に関与する組織・団体であっても、社団法人や財団法人等、固有の法人格を持つ団体は含まない。）

ウ 外国政府（省庁等の行政機関）及び外国政府の在外公館

エ 日本国が拠出している国際機関

(3) 参加候補者は次に掲げる要件を全て満たしていなければなりません。

ア 申請機関と雇用関係にある日本語教師で、研修終了後も当該機関に引き続き 1 年以上勤務することが決定していること。なお、申請時点で日本語教師として教育実習中の方は対象としません。

- イ 日本と国交のある国もしくは日本の国籍を有すること。
- ウ 心身ともに研修プログラムへの参加に支障がない状態であること。
- エ 日本語教授年数につき、2024 年 12 月 1 日時点で 1 年以上の教授経験を有すること。なお、個人教授及び教育実習の期間は除きます。
- オ 日本語運用力につき、各回申請時点で下記（ア）もしくは（イ）を満たしていること。
- （ア）JF 日本語教育スタンダードで A2 レベル程度
- （イ）日本語能力試験 N4 程度又は旧日本語能力試験 3 級程度（※）
- ※ このプログラムでは、上記（ア）（イ）を超える日本語運用力のある方は対象になりません。
- ※ 日本語運用力のレベルの目安については、以下を参照してください。
- ・ JF 日本語教育スタンダード公式ウェブサイト「JF スタンダード資料 2.レベル基準が知りたい」<https://www.jfstandard.jp/publicdata/ja/render.do#sec02>
 - ・ 日本語能力試験公式ウェブサイト「N1～N5：認定の目安」<https://www.jlpt.jp/about/levelsummary.html>
- ※ 今までに日本語能力試験を受験したことのない参加候補者は、本申請要領に別添された日本語運用力自己診断テストを自分で解いて、その採点結果を添付書類「候補者の日本語運用力、日本語教授歴などについて」の所定の欄に記入してください。記入がない場合は、申請が無効になる場合がありますので、注意してください。テスト自体の提出は不要です。
- カ JF 日本語国際センターにおいて、「特定技能制度による来日希望者のための日本語教授法研修」の訪日研修を受講していないこと。

5 支給内容

- (1) 宿舍（JF 日本語国際センター内のシングルルーム）
- (2) 研修期間中の食事（一部は現金支給）
- (3) 研修に参加するための必要経費（教材等を現物で支給）
- (4) 研修参加に必要な期間中の疾病及び傷害に対する海外旅行保険の付保（補償額の上限あり。既往症や歯科治療等は当該保険の適用対象外）。
- (5) 以下ア～ウを JF が負担します。
 - ア 往復航空券（エコノミークラス割引運賃、居住地に最寄りの国際空港発着）
 - イ 出国税・空港利用税
 - ウ 研修補助費（来日中の自主研修に必要な公共交通機関の交通費等を現物で支給）

6 選考方針

- (1) 当該国・地域・機関での外国人材受入れのための日本語教師研修（日本語）の必要性、候補者の日本語運用力、教授経験の他、候補者のポジション（専任/非専任）、影響力、期待される具体的な成果等の観点から審査します。
- (2) 2024 年 12 月 1 日時点で、55 歳以下の研修参加候補者を優先します。

7 申請手続

- (1) 締切
2025 年 4 月 30 日 13:00（インド標準時間）

(2) 申請方法

ア 本申請要領に従い、申請書類を作成します。

(3) すべての申請書類を完成後、国際交流基金ニューデリー日本文化センターの担当者宛にメール添付により提出します。メール送付先は以下のとおりです。

Sonu_Gupta@jpf.go.jp

Praveen_Rawat@jpf.go.jp

(4) 結果通知

2025 年 5 月中旬

(5) 留意事項

ア 推薦書は申請機関の代表者が記入してください。

イ 特定技能制度において送出機関として認定を受けている機関については、認定を証明する書類（又は当該国政府に認定を申請していることが分かる書類）、また日本語教師会に参加している場合は、そのことが分かる書類を提出してください。

ウ 採否理由等についてのお問合せには一切応じられませんので、ご了承ください。

8 参考情報

令和 6（2024）年度採用実績

なし（令和 7 年度より開始）

9 同意事項

研修参加者は以下の事項に同意したものとみなします。

(1) 研修参加者の義務

ア 研修に専念し、日本滞在を他の目的（宗教的又は政治的な目的等）に利用しないこと。

イ 在留資格上認められない行為・活動を行わず、またいかなる就業行為も行わないこと。

ウ 研修参加者は、集団での研修に参加することを前提に招へいされたことを理解し、JF 日本語国際センターの指示に従って、全ての研修活動に参加すること。

エ 研修期間の開始より前に来日しないこと。

オ 研修期間中に一時帰国や第三国への旅行をしないこと。

カ JF 日本語国際センターが滞在延長を許可した場合を除き、研修期間が終わり次第、直ちに帰国すること。

キ 家族を同伴しないこと。

(2) 事業に関する情報の公開

ア 採用された場合、申請者・団体の名称、事業の概要等の情報は、JF の事業実績、年報、ウェブサイト等において公表されます。

イ 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）に基づく開示請求が JF に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された申請書類は開示されます。

(3) 個人情報の取扱い

ア 適用法の遵守

JF は、適用を受ける限りにおいて「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）

(以下「法」という。)、関連する政省令、及び個人情報保護委員会又は同委員会が権限を委任した機関が定める各種ガイドラインのほか、「EU 一般データ保護規則（以下「GDPR」という。）」、「中華人民共和国個人情報保護法」及び関連法令（以下「中国法」という。）、その他各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。JF の個人情報保護への取組（プライバシーポリシー）については、以下のウェブサイトをご覧ください。

（法関連）

（和）<https://www.jpfr.go.jp/j/privacy/>（英）<https://www.jpfr.go.jp/e/privacy/>

（GDPR 関連）<https://www.jpfr.go.jp/e/privacy/index.html#gdrp>

（中国法関連）https://www.jpfbj.cn/jp/personal_information/

イ 個人情報の取得

JF は、申請者から、申請書・添付書類、及び事業報告書・成果物等（以下「事業資料」という。）を通じて、以下の個人情報（以下「個人情報」という。）を取得することがあります。また、JF は、一般に公開されたウェブサイトを通じて申請者の個人情報を取得することがあります。

【申請者に関する基礎的な情報】

氏名、生年月日、国籍、永住権、性別、勤務先、職業及び職務、自宅住所、郵便番号、電話番号（携帯電話を含む）、FAX 番号、E メールアドレス、ID 番号、パスポート番号、本プログラムにおいて又は本プログラム前に撮影された写真等

【申請者の経歴や能力に関する情報】

履歴書（学歴及び職歴を含む）、主な業績、外国語能力、国外居留歴、国外居留計画及び居留期間の連絡先等

【申請者のセンシティブデータ】

既往症、健康診断結果、その他健康に関する情報、銀行口座情報等の個人データ

ウ 個人情報の利用目的・利用期間

(ア) JF は、申請者から取得した個人情報を、当該申請者による同意に基づき、採否審査、採否結果通知、事業実施、事後評価、採用者に対する諸連絡その他一切の申請者及び採用者管理の目的（以下「利用目的」という。）のために利用します。

(イ) 申請者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、事業期間、事業内容等の情報は、JF の事業の適正かつ円滑な運営のために、JF の事業実績、年報、ウェブサイト等の公表資料への掲載、統計資料作成、今後の JF 事業の策定に利用されます。

(ウ) (イ)の情報に加え、申請者の連絡先（住所、E メールアドレス、電話番号）は、事業終了後に本件事業に関するフォローアップのためのアンケート依頼、他の JF 事業についてのご連絡、今後の JF 事業策定のための情報提供依頼等のために利用されます。

(エ) JF は、上記の利用目的達成に必要な期間、申請者の個人情報を取り扱います。

エ 個人情報の提供

(ア) JF は、申請者から取得した個人情報を必要最低限の範囲で以下の機関等に提供することがあります。提供先には、個人情報の安全確保のための措置を講じていただくようになっています。

- a 日本国在外公館（大使館・総領事館等）及び日本国外務省（査証手配、安全管理上の対応、事業の実施支援等のため）

- b 航空会社、保険会社及びその代理店等（海外旅行傷害保険加入等のため）
- c 外部有識者等の評価者（採否審査、事後評価等のため）
- d 報道機関や他団体（事業の広報のため）
- e その他事業の必要性に応じて情報を受領するその他団体又は個人

(イ) JF は、申請者の健康診断結果や健康情報を、出入国手続き、海外旅行保険への加入及びその請求、出入国後の健康管理や安全管理のために、医療機関や医療従事者、保険会社、研修協力機関又は個人（ホストファミリーを含む）、関係官庁に提供することがあります。

(ウ) JF は、行政機関、他の独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「行政機関等」という。）が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用する場合、かつ、その利用に相当な理由のある場合、申請者から取得した個人情報、行政機関等に対し提供する等、法第 69 条第 2 項に基づき、上記に記載する利用目的以外の目的のために利用又は提供することがあります。

オ 個人情報の越境移転

(ア) JF は、申請者から取得した個人情報を、上記の利用目的のため、JF 本部を含む日本その他の国又は地域にある拠点に移転して取り扱うことがあります。JF は、当該国又は地域において、個人情報を適切に管理します。

(イ) 前項に定める場合のほか、JF は、事業の必要性に応じて、法令に定められた条件を満たす場合にのみ、申請者から取得した個人情報を、上記の利用目的のため、日本その他の国又は地域にある必要な団体又は個人に提供することがあります。

カ 個人情報の安全管理

JF は、適切な安全管理対策と管理手段を講じて、申請者の個人情報に対する不正アクセスや漏えいの防止に努めます。

キ 申請者の個人情報に係る権利

申請者は、法、GDPR、中国法その他各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律が適用される限りにおいて、自らの個人情報へのアクセス、不正確な個人情報の訂正、個人情報の利用停止等の権利を有します。

ク 個人情報の取扱いに対する異議申立て

申請者は、JF における個人情報の取扱いに不満がある場合には、適用を受ける法令で認められる限りにおいて、JF に対して異議を述べることができます。また、申請者は、適用を受ける法令に従い、申請者の属する国の個人情報保護を管轄する当局に対して異議申立てをすることができます。

ケ 事業関係者の個人情報

申請者から提出を受けた申請者以外の事業関係者の個人情報についても、上記ア～クの取扱いとなりますので、申請者より事業関係者に事前にご説明の上、同意を得ていただくようお願いいたします。

コ 連絡窓口

本「個人情報の取扱い」に係るご意見・疑問点等は、「10 問合せ先」記載の連絡先にお寄せください。

サ 同意の撤回

申請者は、本「個人情報の取扱い」への同意をいつでも撤回する権利があります。同意の撤

回は、撤回前の個人情報の取扱いの適法性に影響を与えるものではありません。また、同意しない場合、又は同意を撤回した場合には、JF から必要な情報・サービスの提供を受けることができなくなる可能性があります。

- (4) 感染症の流行状況等により、関係当局が発する規制や指示等を踏まえた対応が必要となる可能性につき十分ご留意願います。また、感染拡大状況によっては採用が決まった後で中止となる場合や、研修内容や参加条件に変更がある場合がありますので、ご理解の上応募してください。

10 問合せ先

(1) 海外

国際交流基金ニューデリー日本文化センター

The Japan Foundation, New Delhi

A-13 Aurobindo Marg, Green Park, New Delhi, 110016, India

Tel +91-11-4606-5769/4558-8698

Mail: Sonu_Gupta@jpf.go.jp, Praveen_Rawat@jpf.go.jp

<https://nd.jpf.go.jp/>

(2) 日本国内

独立行政法人国際交流基金 日本語国際センター 教師研修チーム

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-36

Tel: +81-48-834-1182

E-mail: urawakenshu@jpf.go.jp

※ 申請要領は以上です。申請書類作成ガイドに続きます。

申請書類作成ガイド

1 提出書類一覧

☒	名称	様式	要否
	申請書	指定 (Word)	必須
	申請機関概要	指定 (Word)	必須
	申請機関情報資料 パンフレットなど	自由 (PDF/Word)	必須
	申請機関情報資料 (送出機関認定機関の場合) 認定を証明する書類	自由 (PDF/Word)	(必須)
	候補者の日本語運用力、日本語教授歴などについて	指定 (Word)	必須
	作文	指定 (PDF)	必須
	推薦書	指定 (PDF/Word)	必須

2 申請書記入要領

- (1) 人名は、パスポートの表記に合わせてご入力・ご記入ください。パスポートをお持ちでない方については、運転免許証等、当該国における公的な身分証明書の表記に合わせてください。
- (2) 申請書類は、「英語」や「原語」等の指示があるところ以外は日本語で入力してください。また、記入にあたって「候補者」部分は、候補者が他の人の助けは借りず、自分の力だけで書いてください。